

# 学童保育利用料軽減事業の実施について



徳島市では、保育所から小学校への切れ目のない支援により、子育て支援の充実を図ることを目的として、保育所等の保育料が無料となっている世帯の児童を対象に、学童保育クラブの利用料を軽減します。

## <① 軽減対象となる児童>

裏面記載の学童保育クラブを利用しており、下記(1)～(5)のいずれかに該当する児童。

- (1) 世帯の市民税所得割課税額の合算額が 169,000 円未満の世帯の第 3 子以降の児童
- (2) 生活保護世帯の児童
- (3) 市民税非課税世帯であって、ひとり親家庭世帯又は在宅障がい者（児）のいる世帯又は準要保護世帯に該当する世帯の児童
- (4) 市民税非課税世帯の第 2 子以降の児童
- (5) 世帯の市民税所得割課税額の合算額が 77,101 円未満のひとり親家庭の世帯の第 2 子以降の児童

※ 市民税所得割課税額は、本年 4 月 1 日時点で確認可能な直近年度である

「令和 4 年度市民税額(令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日までの収入＝令和 4 年度市民税に基づく)」により、算出します。

## <② 軽減対象となる利用料>

令和 5 年度中に学童保育クラブに支払った利用料

※ おやつ代、実費徴収分や入所金、延長保育料等は除きます。

## <③ 軽減内容>

上記①に該当する児童について、上記②の利用料を無料化します。

## <④ 申請の方法>

各学童保育クラブに申請書を配付しますので、該当する世帯の方は申請書に必要事項を御記入の上、下記提出期限までに市へ郵送または窓口へ提出してください。

※ 添付書類

- ① 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等）
- ② 口座確認書類（通帳の見開きページ または キャッシュカードの写し）

注) 令和 4 年度住民税所得課税証明書（令和 4 年 1 月 2 日以降に本市に転入された方のみ）

※ 審査結果により、上記書類のほかに戸籍抄本等の提出を求める場合があります。

## <⑤ 申請書の提出期限>

**令和 5 年 11 月 30 日（木）消印有効**（必ず期限までに提出してください。）

※ 途中入所の方や世帯状況等が変更となった方以外は、  
上記提出期限を厳守してください。

## <⑥ 申請書の送付先・問い合わせ先>

〒770-8571 徳島市幸町 2 丁目 5 番地（徳島市役所 本館 3 階）

徳島市 子ども未来部 子育て支援課 子ども育成係（TEL：088-621-5192）



## <令和5年度 徳島市学童保育クラブ 一覧表>

No	学童保育クラブ名称	No	学童保育クラブ名称
1	内町学童保育クラブ	28	八万第1学童保育所竹の子クラブ
2	内町第2学童保育クラブ	29	八万第2学童保育所竹の子クラブ
3	佐古学童保育クラブあすなろ	30	八万南学童保育クラブ
4	佐古学童保育クラブみらい	31	八万南第二学童保育クラブ
5	佐古学童保育クラブつばさ	32	八万南第三学童保育クラブ
6	佐古学童保育クラブひかり	33	千松学童保育クラブ
7	富田学童保育クラブ	34	第2千松学童保育クラブ
8	福島子どもクラブ	35	大松学童保育クラブ
9	渭東第一学童保育所	36	大松学童保育クラブほしぐみ
10	城東こどもクラブ	37	論田学童保育クラブ
11	助任第一学童保育クラブ	38	あさがお学童保育クラブ
12	助任第二学童保育クラブ	39	方上学童保育クラブ
13	助任第三学童保育クラブ	40	宮井学童保育クラブ
14	津田みどり第一学童保育クラブ	41	しぶの学童保育クラブ
15	津田みどり第二学童保育クラブ	42	上八万学童保育クラブ
16	津田みどり第三学童保育クラブ	43	入田学童保育クラブ
17	昭和地区児童育成クラブ	44	川内北学童保育スマイルクラブ
18	昭和地区第2児童育成クラブ	45	川内北学童保育ドリームクラブ
19	沖洲学童保育ひまわりクラブ	46	川内北第二学童保育クラブ
20	沖洲第2学童保育ひまわりクラブ	47	川内南学童保育クラブ
21	沖洲第3学童保育ひまわりクラブ	48	応神学童保育スマイルクラブ
22	加茂名小学校PTA学童保育会第1クラブ	49	第一国府学童保育クラブ
23	加茂名小学校PTA学童保育会第2クラブ	50	第三国府学童保育クラブ
24	加茂名小学校PTA学童保育会第3クラブ	51	国府なかよし学童クラブ
25	加茂名南学童保育会わんぱくクラブ	52	北井上学童保育クラブ
26	加茂名南学童保育会第2わんぱくクラブ	53	南井上学童保育クラブ
27	桃の実学童クラブ		

